

答申第6号

鎌情・個審查第21号
平成20年12月25日

鎌倉市教育委員会様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会長 若杉 明

平成20年3月10日付け鎌教委教指第1606号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書全部非公開決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人による「1 平成 19 年 4 月に実施した全国学力・学習状況調査（以下「全国学力・学習状況調査」という。）についての鎌倉市の小学校 6 年の国語・算数各 A・B 問題及び中学校 3 年の国語・数学各 A・B 問題の平均正答率 2 鎌倉市内の今泉小学校及び岩瀬中学校の上記教科ごとの平均正答率 3 学習状況調査（児童生徒への質問）の結果 4 学校状況調査（学校への質問）の結果」（以下「本件文書」という。）の行政文書公開請求に対して鎌倉市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成 20 年 1 月 7 日に行った全部非公開決定処分に係る異議申立てについては、以下のとおりの扱いとすることが相当である。

- (1) 鎌倉市全体の結果（児童・生徒質問紙、学校質問紙を含む。以下「本件情報（1）」という。）については公開とする。
- (2) 今泉小学校・岩瀬中学校の結果（児童・生徒質問紙、学校質問紙を含む。以下「本件情報（2）」という。）については非公開とする。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人が、平成 19 年 12 月 25 日付けで鎌倉市情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、実施機関である鎌倉市教育委員会に対し、本件文書について行った公開請求に対して、平成 20 年 1 月 7 日付け鎌倉市教育委員会指令教指第 4 号で、条例第 6 条第 4 号の非公開事由に該当するという理由により全部非公開とした処分を取り消す、との決定を求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。
ア 新教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日公布・施行）に基づく教育改革の一環として公教育現場（小学校 6 年生と中学校 3 年生約 225 万人が参加）で 43 年ぶりに実施された全国学力・学習状況調査の結果が平成 19 年 10 月 24 日文部科学省より公表された。

これに先立ち 2000 年（平成 12 年度）から 3 年毎に行われている O E C D（経済協力開発機構）が世界 57 カ国・地域の 15 歳を対象にした「生徒の国際学習到達度調査（P I S A）」の 2006 年（平成 18 年度）調査（41 カ国・地域）に比べ、読解力が 14 位から 15 位に、数学的リテラシー（活用力）が 6 位から 10 位へ、さらに科学的活用力も 2 位から 6 位へと後退し、実施 3 分野全てで順位が低下した。先進国の中で、わが国はトップレベル

の分野はなくなった。

これらの事実から、わが国の公教育（小・中学校）は本当に大丈夫なのかと、全国の児童生徒の保護者や地域住民からこの度の「全国学力・学習状況調査」の調査結果に大きな期待のもとにその公表を待ち望んでいた。

実施機関及び各学校は、この期待に応えて速やかに調査結果を公表するとともに、その分析・検証に基づく改善内容や解決すべき課題等につき、保護者や設置自治体の地域住民に対して説明責任（義務）がある。

イ 全国学力・学習状況調査の目的としては、次の2点が掲げられている。

- (ア) 全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (イ) 各教育委員会・学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図り、併せて児童生徒一人ひとりの学習改善や学習意欲の向上につなげる。

※（全国学力・学習状況調査の結果について 平成19年10月24日文部科学省公表資料より）

よって実施機関は、この目的を踏まえて定量的な面だけでなく全体的な視野に立ち、各学校に指導内容の改善に役立つ提言をすることを基本認識としなければならない。

これにより実施機関は教育水準の維持向上に責任を果たすことを義務付けられており、さらに、学校・家庭及び地域住民がその役割と責任を自覚して連携協力するように求められているのである。

本来、児童生徒に最も身近なところにいる保護者、設置自治体の地域住民に、地域の学力・学習情報を公開しないということは、かえって公教育に対する不信感や不安感を助長するものと危惧される。地域や学校の教育のあり方について活発な議論が生まれるためにも公表が不可欠である。

※（新教育基本法第13条に謳われている「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の事項、平成19年通常国会で改正された「学校教育法」が掲げる当該事項より）

ウ 実施機関は、非公開理由として文部科学省の「実施要領」や「通知」に非公開とする旨の指示があることを挙げている。

しかし、「平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）」の7.（4）.ウには「市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村にお

ける公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。」と記載されており、このことは、市町村教育委員会がそれぞれ説明責任を果たすよう促していることに他ならない。また、「平成 19 年度全国学力・学習状況調査の結果の活用について（通知）（以下「19 文科初第 809 号通知」という。）」の 2. (2). ②では「保護者や地域等の理解と協力のもとに十分な連絡をとりながら、家庭における学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取組を行うこと。」と記載されているが、このことからも児童生徒の保護者や設置自治体の地域住民の理解と協力を得るためにには、実施機関の情報公開が必須である。

エ 文部科学省の広報ホームページには、全国学力・学習状況調査に関する各種情報（「実施要領」、「通知」及び「結果」等）が公表され、神奈川県教育委員会の広報ホームページにおいても、県独自の県公教育校（小・中学校）の学習状況調査についての情報及び平成 19 年度より始まった国（文部科学省）の学力・学習状況調査との関係についての討議内容等が公表されている。

しかるに実施機関の広報ホームページには、当該学力・学習状況調査に関する情報としては平成 19 年 4 月 18 日開催定例会時の 1 課長報告 エ 「平成 19 年度学力・学習状況調査について」のみで、その後の経過等は一切掲載されず、その会議録等はホームページ開封不能状態が続いている。児童生徒の保護者、設置自治体の地域住民に対する広報義務として、実施機関のコメントをホームページに速やかに公表し、「広報かまくら」にもその要旨を掲載すべきである。

オ 実施機関は、将来（21 世紀）を担う子どもたちを導く教育目標として「鎌倉教育プラン」を策定して、「鎌倉市の学校教育における基本方針と目標」を定め、「平成 19 年度 学校教育指導の重点」を掲げ、目標設定をしている。その重点項目の 5 には「家庭・地域との信頼を高め、開かれた学校づくり」を目指して「学校情報の発信を充実させ、家庭・地域社会の信頼に応えるとともに、相互交流の推進を図って『開かれた学校づくり』に努める。」と謳っている。真に、「地域に根ざした信頼される学校づくり」を目指すのであれば、この言葉どおりに当該学力・学習状況調査結果を児童生徒の保護者、地域住民に情報公開するのが自然であり、妥当な行為である。

カ 文部科学省は、19 文科初第 809 号通知で、全国学力・学習状況調査の調査内容、参加状況、教科に関する調査の結果①②及び質問紙調査の結

果については児童生徒質問紙と学校質問紙とを併せて47都道府県別的小学校総合順位（並びに国語順位、国語A正答率、国語B正答率、算数順位、算数A正答率、算数B正答率）、中学校総合順位（並びに国語順位、国語A正答率、国語B正答率、数学順位、数学A正答率、数学B正答率）を公表した。

これを受け、横浜市教育委員会は、平成19年11月22日付けで「全国学力・学習状況調査（横浜市の結果）」を公表し、川崎市教育委員会も平成19年11月27日付けで「全国学力・学習状況調査の概要について一川崎市の児童生徒の学習・生活の状況一」を公表した。このことからも、実施機関が積極的に非公開とする合理的な根拠は見当たらず、むしろ積極的に全てを公開し、鎌倉市全市（児童生徒及びその保護者、地域住民と教育関係者等）の問題として検証し、必要な対策を速やかに講じるべきである。

キ 平成20年2月23日放映NHK総合テレビ「おはよう日本」の番組の中で「学力テストに不参加、全国唯一の決断と背景」として、愛知県犬山市教育委員会の教育にかける独自の意気込み「犬山の子は、犬山で育てる」が紹介された。

これに引き続き、同県豊田市教育委員会の同テスト結果から、豊田市の小学校児童の国語・漢字の習熟度が県平均より下回っているとして、全市小学校挙げて漢字の習熟に注力して取り組んでいる授業風景が放映（公開）された。豊田市（教育委員会）の広報ホームページには、「豊田市学校教育の指導の重点と学校経営の視点（平成19年度）」として明確に教育目標を設定して推進している。同学力テスト結果に関しても、平成19年11月時点で、「全国学力・学習状況調査について 豊田市の状況報告」を公表して、同市児童生徒の保護者、地域住民及び教育関係者に、その結果の概要（例：小学校6年生の状況、国語〔主として「知識」に関する問題〕について努力を要する状況にある）がわかる内容としている。

このように、たとえ県平均を下回る成績であっても積極的に情報を開示して、意欲的に対策を講じていこうとする姿勢は、教育関係者ばかりでなく保護者や地域住民の共感と応援を受けることになり、問題打開の早道となる。

なお、異議申立人から平成20年4月15日付けで提出された意見書の概要是、次のとおりである。

ア 実施機関が全国学力・学習状況調査の鎌倉市公教育現場の全体調査結果（平均正答率）と地元今泉小学校・岩瀬中学校の各校調査結果（平均正答率）及び児童生徒質問紙・学校質問紙の調査結果の全てについて非公開とする理由は、「学校間の序列化や過度の競争が生じる恐れがある」との論旨で凝結している。

しかるに鎌倉市公教育現場（小学校 16 校、中学校 9 校）の全体調査結果（平均正答率）の開示が何故に非公開なのかの理由が不明のままであり、神奈川県下の小学校の 53% 並びに中学校の 47% を占める横浜市と川崎市の両教育委員会が各市の全体調査結果を各々公表したことからも、鎌倉市の小学校 16 校（≤ 2 %）並びに中学校（≥ 2 %）の全体調査結果（平均正答率）を非公開とする合理的な説明（理由）が見当たらない。

イ 鎌倉市ホームページに掲載されている全国学力・学習状況調査の結果の公表内容は、全国的な状況及び神奈川県の状況との関係についても言及しているが、調査結果（平均正答率）の説明が数値表示ではなく、全て文章表記であるため読み手側の状況次第では千差万別なニュアンスとなり、この読み手（伝達者）から説明を受けた者には正確な情報が伝わらない。

数値（平均正答率）の説明には数値を表示することが科学的であり、その数値の意味することを明確に伝えるために図表化（グラフ等）や統計処理手法がしばしば用いられるものである。

真の情報公開とは、正確性を期するためにもあいまいな中途半端な文章表記ではなく、数値（平均正答率等）をもって表示（公表）されるべきものである。

実施機関は、花巻市の学力テストの結果公表に係わる仙台高等裁判所の判決文を引用して、非公開の正当性を述べているが、全国的傾向として「地域ごとの具体的な成績がわかれば、生徒や保護者に課題を改善しようとする動きが出るはず」との認識のもとに、大阪府枚方市、栃木県宇都宮市のほか、神奈川県内では横浜市と川崎市が学力テストの結果を公表した。

神奈川県の過半数を占める公教育（小・中学校）現場を担当する両都市が率先して数値（平均正答率等）を含めて公表した現状において、実施機関の非公開の主張は非合理的であり、もはや論理的根拠を失っている。

ウ 新教育基本法の公布・施行に伴い教育 3 法が改正されたことにより、市町村教育委員会及び公教育（小・中学校）現場での刷新が期待されている。

(ア) 改正地方教育行政法の施行に伴い、「教育委員会の責任体制が明確化」され、これに基づき「教育委員会の体制の充実」が図られることになった（第4条第4項、第27条関係等）のであるから、児童・生徒の保護者及び地域住民は、全国学力・学習状況調査のデータ情報全ての開示を受け、共有化されるべきである。

(イ) 改正学校教育法の施行に伴い、「学校教育の充実」を図るため、「義務教育の目標」を定め、「各学校種の目的・目標を見直す」とともに「学校組織運営体制」の確立を行うこととなった。

改正教育基本法を踏まえ、義務教育の目標として項目が追加された（第21条関係）とともに、学校評価及び情報提供に関する規定の整備が図られた（第42条、第43条関係）。

実施機関は、各校長及び副校長に対して、学校運営の状況に関する情報（「学力・学習状況調査の結果」を含む。）を学校評議員及びPTA会長等の地域住民に積極的に提供（開示）して、児童・生徒の学力向上、規範意識・公共の精神の涵養、伝統と文化を尊重し自国を愛する態度等を育むために連携及び協力し合うことを、果敢に指揮し監督することが求められている。

3 実施機関の行政文書全部非公開決定理由説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件請求に係る行政文書を全部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件請求に係る行政文書について

実施機関は、本件請求に係る行政文書を「平成19年度全国学力・学習状況調査の結果について」と特定した。請求の内容は、「全国学力・学習状況調査の本市全体の結果（児童・生徒質問紙、学校質問紙を含む。）及び今泉小・岩瀬中の結果（児童・生徒質問紙、学校質問紙を含む。）」である。

(2) 全部非公開とした理由

全部非公開の決定を行った理由は、本市が文部科学省の実施要領及び通知に基づいた対応を行っていることにある。

ア 調査実施後の文部科学省等からの通知

平成19年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについては、平成19年8月23日付け19文科初第616号「全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて（通知）（以下「19文科初第616号通知」という。）」及び平成19年8月28日付け子教第96号「全国学力・学習状況調査の結

果の取扱いについて（神奈川県教育委員会教育長通知）」が出されている。これらの通知では、本調査に参加・協力した教育委員会は、実施要領を前提として調査に参加・協力したものであり、調査結果の取扱いについては実施要領に基づいて行うことが、基本的な考え方として示されている。

イ 実施要領の記載内容

実施要領には、7の（4）調査結果の取扱いに関する配慮事項として次の内容が示されている。

- (ア) 調査結果の公表に当たっては、本調査の結果が学力の特定の一部分であることを明示すること。また、数値の公表に当たっては、それにより示される調査結果についての読み取り方を併せて示すこと。
- (イ) 本調査の実施主体が国であることや市町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみて、都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと。

また、市町村教育委員会は、上記と同様の理由により、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表を行わないこと。

- (ウ) 市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。

ただし、本調査により測定できる学力は特定の一部分であることや、学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取組の状況等を示し、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要と考えられること。

また、留意事項として10の（6）調査により得られる分析データの取扱いに、次の内容が示されている。

- (ア) 文部科学省は、調査により得られる分析データのうち、公表する内容を除くものについて、以下のような考え方で対応すること。

これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや参加主体からの協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

- (イ) 教育委員会等においても、提供される調査結果のうち、文部科学

省が公表する内容を除く分析データについて、上記を参考に、それぞれの情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、適切に対応する必要があること。

ウ 調査結果公表時の通知等

今回の調査結果が文部科学省から公表された平成19年10月24日、19文科初第809号通知が出され、その中で調査結果の取り扱いについて改めて次のように示されている。

提供された調査結果の取扱いについては、実施要領及び19文科初第616号通知に基づき適切に行うとともに、調査結果については、本調査により測定できるのは学力の特定の一部分であることや、学校における教育活動の一側面に過ぎないことを踏まえ、序列化や過度の競争につながらないよう十分配慮して取り扱うようお願いします。

各教育委員会、学校等においては、今後、調査結果を十分活用して、自らの教育及び教育施策の成果や課題等を把握・検証し、その改善を図り、児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげるとともに、これらを通じて継続的な検証改善サイクルを確立することが重要です。

エ 本市の調査結果についての取扱い

本市では、上記通知を受け、平成19年11月に保護者向けチラシ「全国学力・学習状況調査の結果について」を作成し、児童生徒への個人票の返却時に同時配付した。そこでは、実施主体である国の方針に従い、提供される調査結果について学校名を明らかにした公表は行わないこととし、今後調査結果を分析・検討し、本市の学校教育の改善を図っていきたいと考えていることを示している。

オ 本市の結果分析について

本市としては、実施要領の調査の目的にもあるとおり、全国及び神奈川県との状況との関係において本市全体の調査結果を分析し、本市の教育及び教育施策の成果と課題の把握をすすめることが重要であると考えている。その際、実施要領並びに実施主体である文部科学省及び神奈川県教育委員会からの通知に則ることが本市の基本姿勢となる。

すなわち、序列化や過度の競争につながらない配慮が必要であること、神奈川県が市町村名を明らかにした公表を行わないことを踏まえた場合、本市としては数値等を直接使用した分析及び公表ではなく、文章表記による分析及び公表を行うことが適切な方法であると考えている。

カ 公開請求への対応について

文部科学省が公表する分析データ以外を不開示情報とするという実施要領の規定に従い、本市に提供されたデータについての公開請求には、

非公開決定をすることとなる。また、特定の小・中学校の結果についての公開請求に対しても、学校名を公表しないという実施要領の規定に従えば、非公開決定をすることとなる。

キ 説明責任等について

異議申立書には、保護者や地域住民への説明責任を果たすべきこと、教育基本法及びかまくら教育プランの考え方からも情報提供・情報公開が必要であるとの指摘がされているが、本市として行う「数値等を用いず、文章表記による結果分析」によっても、保護者及び地域住民への説明責任は果たせるものと考える。また、本市の結果分析の内容は、市議会にも報告し、最終的には市のホームページに掲載することを予定しており、情報提供・情報公開に相当するものと考える。

今回の全国学力・学習状況調査の実施主体は文部科学省であり、本市は実施要領の趣旨に賛同し、調査に協力・参加したものである。調査結果の取扱いも実施要領及び通知に則ったものである。また、調査結果を活用するために本市全体の結果をまとめたものを作成しており、今後の指導改善に生かしていきたいと考える。

4 審査会の判断

(1) 判断の前提となる事実

ア 平成19年度全国学力・学習状況調査の目的

(ア) 全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。

(イ) 各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図る。

イ 調査対象及び調査事項

(ア) 小学校第6学年及び盲・聾・養護学校小学部第6学年の全児童に対する国語・算数の、中学校第3学年、中等教育学校第3学年及び盲・聾・養護学校中学部第3学年の全生徒に対する国語・数学の学力調査

(イ) (ア) の児童生徒を対象とする学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査

(ウ) 学校における指導内容、指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況及び児童生徒の体力・運動能力の全体的な状況等に関する質問紙調査

ウ 調査実施日

平成 19 年 4 月 24 日（学校に対する質問紙調査は平成 19 年 4 月）

エ 調査実施体制

実施主体は文部科学省で、市町村教育委員会は学校の設置管理者として調査に協力し、学校に対して指示・指導・助言等をするなど調査にあたり、学校は校長を調査責任者として設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査にあたる。

オ 調査結果の示し方

調査結果については、小学校及び中学校のそれぞれについて、以下の事項等を示すこととする。

(ア) 教科に関する調査の結果について、国語、算数・数学のそれぞれ、主として「知識」に関する問題と、主として「活用」に関する問題に分けた四つの区分ごとの平均正答値、中央値、最頻値、標準偏差等

(イ) 都道府県・市町村・学校・児童生徒の学力に関する分布の形状等が分かるグラフ

(ウ) 国語、算数・数学の問題ごとの正答率

(エ) 児童生徒及び学校に対する質問紙調査の結果について

a 学習意欲や学習方法等に関する結果

b 児童生徒の学習環境や生活の諸側面等と学力との相関関係の分析

c 学校における教育条件の整備状況等と学力との相関関係の分析

カ 調査結果の公表

文部科学省は、次の（ア）（イ）（ウ）について、上記オの調査結果の分析データを公表した。

(ア) 国全体の状況及び国・公・私立学校別の状況

(イ) 都道府県別の公立学校全体の状況

(ウ) 地域の規模等に応じたまとめ（大都市（政令指定都市及び東京 23 区）、中核市、その他の市、町村又はへき地）における公立学校全体の状況

キ 調査結果の提供

(ア) 文部科学省は、上記カの調査結果の公表内容に加えて、市町村教育委員会、学校等に対し、当該市町村における公立学校全体及びその設置管理する各学校に関する調査結果を提供した。

(イ) 各学校に関する調査結果は、当該学校全体、各学級及び各児童生徒に関するものとすることとし、学校は、各児童生徒に対して、当該児童生徒に係る調査結果を提供した。

ク 調査結果の取扱いに関する配慮事項

文部科学省は、市町村教育委員会による調査結果の公表について、都道府県教育委員会を経由して次のとおり市町村教育委員会に通知した。

- (ア) 調査結果の公表に当たっては、本調査の結果が学力の特定の一部分であることを明示すること。また、数値の公表に当たっては、それにより示される調査結果についての読み取り方を併せて示すこと。
- (イ) 市町村教育委員会は、本調査の実施主体が国であることや市町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみて、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。
- (ウ) 市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。
- ただし、本調査により測定できる学力は特定の一部分であることや、学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取組の状況等を示し、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要と考えられること。
- (エ) 市町村教育委員会は、提供される調査結果のうち、文部科学省が公表する内容を除く分析データについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや参加主体からの協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、文部科学省が行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする参考に、各市町村それぞれの情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、適切に対応する必要があること。

(2) 本市全体の学力調査の結果の公開請求についての判断

本市全体の小学校及び中学校の学力調査の結果を公開することにより、序列化や過度の競争を生じさせることになるか否かを判断するに当たっては、次の点について考慮する必要がある。

そもそも実施要領には、「市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること」と明記されており、実施機関は、本市における公教育の状況について、市民に対する説明責任を果たすため、主体的に判断することが予定されている。

また、条例第1条は、市民に対し、知る権利を保障し、かつ、説明責任を果たすことの重要性を掲げており、非開示事由を解釈するに当たっては、原則公開の理念を尊重する必要がある。

本市全体の学力調査の結果を公開したとしても、各小学校及び中学校ごとの学力状況が明らかになることはなく、現に市町村単位の調査結果を公開している自治体も存在するが、その公開によって混乱が生じているとの事実も現在のところ確認されていない。

以上のことから、本市全体の学力調査の結果の公開によって序列化や過度の競争を生じさせることになるとは認められない。それゆえ、本件情報(1)は、条例第6条第4号に該当しないものと判断する。

なお、本市全体の調査結果の公開に当たり、平均値（平均正答値）のみを公けにすることは誤った印象を与えることが懸念されるので一考を要する。文部科学省は、学力調査の結果について、小学校及び中学校ごとに平均正答値のほか、中央値、最頻値、標準偏差等を示しているように、本来、平均値（平均正答値）は代表値として欠点を持っており、得点（あるいは正答率）の分布全体、中央値、標準偏差等とともに公表されることが望ましいのであり、こうすることにより実情をより正確に伝え得ると考えられる。また、これらの数値が公表され、本市の公教育の正確な実情が明らかにされることにより、曲解された情報の流布による市民の間での不当な混乱の予防にも寄与するものと考えられる。

また、このような数値の公表に当たり、教育効果が生徒の資質、教師の指導力、家庭環境、地域社会の状況等無数の要因によって決まるこことを強調しておくことも必要である。

(3) 今泉小・岩瀬中の学力調査の結果の公開請求についての判断

ア 実施要領においては、市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこととしている。

公開請求対象である今泉小・岩瀬中の学力調査の結果を公開した場合には、全国平均、都道府県又は大都市との比較において、今泉小・岩瀬中の学力調査の結果が判断される可能性はあるものの、これにより直ちに序列化や過度の競争の弊害が生じるとは考えられない。

しかし、今泉小・岩瀬中の結果を公開すれば、鎌倉市内他の小・中学校の結果についての公開請求があった場合には、それらについても公開するのが相当であり、結果として、各学校に関する資料が市民一般に知れ渡ることになる。鎌倉市内にはクラスの人数が20人程度の比較的規模の小さい学校もあり、学力調査の結果が特定の個人と結び付けられやすいことを考慮すると、上記のように平均値（平均正答値）以外の各数

値を公表したとしても、なお序列化や過度の競争などの弊害が生じることがあり得るものと認められる。

他の地方自治体では、学力調査の問題に正答させるために解答用紙の改ざんや正答への誘導などの不正があつたり、高得点を確保するための対策をとるなど、児童生徒の学習権を侵害するような弊害事例が発生しているとの情報もある。このことは、学校の序列化や過度の競争を生じさせかねない。さらに児童生徒が学校現場における過度の競争にさらされることにより、継続的な肉体的・精神的負荷を抱え込み、全人格的な発達が阻害されるばかりか、障害のある児童生徒が差別を受けるなど、一人ひとりの個性に応じた弾力的な教育を受ける権利が侵害されるおそれのが大きいと考えられる。

イ 以上の弊害を踏まえて、条例に照らして判断する。

今泉小・岩瀬中の学力調査の結果を公開することにより、前述のとおり序列化や過度の競争などの弊害が生じ得ることにより、学校教育の運営を不当に妨げることになる。それゆえ本件情報（2）は条例第6条第4号にいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」のうち、「ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」に該当するものと判断する。

(4) 学習状況調査（児童生徒への質問書）及び学校状況調査（学校への質問書）の結果の公開請求についての判断

鎌倉市全体の学習状況調査及び学校状況調査の各結果を公開したとしても、学校ごとの学力調査結果のように数値による序列化を生じるような性格のものではないことから、序列化や過度の競争を生じるおそれではなく、前記（2）に示したことと同様に、本件情報（1）は条例第6条第4号の非公開事由に該当しないものと判断する。

しかし、今泉小・岩瀬中の学習状況調査及び学校状況調査の各結果については、前記ア及びイに示したとおりであり、本件情報（2）は条例第6条第4号の非公開事由に該当するものと判断する。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別紙)

審査会の処理経過

年月日	処理内容
20. 3. 10	諮詢（諮詢第3号）
3. 13	実施機関に対し、全部非公開決定理由説明書の提出要請
3. 24	全部非公開決定理由説明書を受理
3. 28	異議申立人に対し、情報公開・個人情報保護審査会諮詢通知書送付 異議申立人に対し、全部非公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
4. 15	異議申立人から意見書提出
4. 16	実施機関に意見書（写し）送付
4. 25	審議（第8回審査会）
5. 14	審議（第9回審査会） 異議申立人から意見聴取 実施機関から行政文書全部非公開決定理由説明の聴取
6. 27	審議（第10回審査会）
7. 16	審議（第11回審査会）
8. 25	審議（第12回審査会）
10. 1	審議（第13回審査会）
11. 7	審議（第14回審査会）
12. 10	審議（第15回審査会）
12. 25	答申